

●香川県告示第156号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、併せて同条第2項の規定に基づき新たに道路の区域となった道路の部分の供用を開始するので、同条第1項及び第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、平成24年3月27日から同年4月17日まで一般の縦覧に供する。

平成24年3月27日

香川県知事職務代理者

香川県副知事 天 雲 俊 夫

- 1 道路の種類 県道（一般）
- 2 路線名 多度津善通寺線（212号）
- 3 道路の区域

| 区 間   | 変 更<br>前後別 | 敷地の幅員<br>(メートル) | 延 長<br>(メートル) | 備 考                   |
|---|------------|-----------------|---------------|-----------------------|
| 仲多度郡多度津町大字庄字土井<br>畑1064番1地先から<br>仲多度郡多度津町大字庄字土井<br>畑1107番地先まで | 前          | 27.5~33.4       | 187           | 橋梁架け替え工事に伴<br>う仮設道の設置 |
|   | 後          | 27.5~33.4       | 187           |                       |
|   |            | 17.7~32.7       | 202           |                       |

- 4 供用開始の期日 平成24年3月27日